

訴えの提起について

熊本市奨学金返還金の支払督促の申立てに係る訴えを次のように提起する。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

熊本市奨学金返還金の滞納者の連帯保証人

2 訴えの趣旨

相手方に対し、熊本市奨学金返還金に係る滞納額等を請求する。

3 訴えの概要

相手方は、熊本市奨学金返還金の滞納者の扶養者であり、かつ、連帯保証人である。

滞納者は、熊本市奨学金条例（平成14年条例第18号）に基づく奨学金の貸付けを受け、返還について誠実にその義務を履行することを誓約したが、一部の返済をした後に未納となり、滞納額が発生した。

その後、催促を行ってきたが、滞納額168,012円を支払わないため、平成27年12月22日に民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定に基づき、熊本簡易裁判所書記官に対して、熊本市奨学金返還金の滞納額等について、相手方を債務者として支払督促の申立てを行った。

これに対して、相手方から督促異議の申立てがなされたため、同法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることとなった。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

(提出理由)

奨学金返還金における滞納額等の支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされたことから、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされることとなるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。